



# 筑紫女学園大学リポジット

## Remarks on the Sect Transference of Shinshu Temples in the Chikuzen Region, with Emphasis on the Kanbun Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, SAGIYAMA, Tomohide メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/222">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/222</a>

# 筑前における真宗寺院改派についての一考察 — 寛文年間前後の動向を中心に —

鷺山 智英

## Remarks on the Sect Transference of Shinshu Temples in the Chikuzen Region, with Emphasis on the Kanbun Period

Tomohide SAGIYAMA

### はじめに

慶長7（1602）年に本願寺門主を隠居させられた教如が徳川家康から寺地を与えられ東本願寺を建立したことにより、真宗が東本願寺・西本願寺に分立した後、全国の本願寺系真宗寺院は東本願寺派（以下東派とする）あるいは西本願寺派（以下西派とする）のどちらかに所属することになった。どちらを選択するかについては本来各寺院の意向に任されたものと思われるが、藩権力によって帰属が左右された場合もある。

筑後久留米藩は2代藩主有馬忠頼によって西派寺院が強制的に東派へ改派させられた事例として有名であるが、実は初代藩主有馬豊氏は各派への帰属については、国元の家臣へ宛てた書状に「面々心次第何へ成共帰参、此方構無之候」と記しており、それぞれの寺院の意向を尊重する立場をとっていた\*<sup>1</sup>。

筑前福岡藩の場合は、初代藩主黒田長政（慶長5年・1600入国）が領国内はすべて西派とすると決定した、それゆえに福岡藩内には西派寺院が多いのだ、ということが従来からいわれてきた。ところが拙論「筑前における真宗教団の展開—東西分立前後の動きを中心に—」\*<sup>2</sup>で明らかにしたように、慶長7（1602）年に東西分立した直後は、「筑前御末寺御門徒ハ不残御裏方ニ属し居申候」\*<sup>3</sup>という状況であった。理由は教如の九州下向の影響だと考えられる。その後慶長9（1604）年に長政の命により「遂二者御本山御末寺のミ之国と相成申候」\*<sup>4</sup>と領内の真宗寺院はすべて西派となったが、長政の没（元和9年・1623）後しばらくして、妙行寺など教如とのつながりが深い寺院が東派へ改派している。そして元禄年間（1688-1703）までに30か寺が東派へ改派している（『筑前国統風土記』提要）\*<sup>5</sup>。

東派への改派が最も多いのは慶安（1648－1651）から寛文年間（1661－1672）にかけての時期である。この時期には西派への帰参もある。調べてみると、想像していた以上に東西両派間の帰参・改派が行われていたことがわかってきた。そこで本論はこの実態を明らかにし、その背景を考察していくものである。

なお、帰参・改派の語句については、もともと一つの派を中心として、帰参は別の派から転入してくる場合に使用し、改派は転出していく場合に使われている。本論中では、東西両派への出入りが繰り返されていたことを論述するので、混乱を避けるために、西派への改派を西派帰参、東派への改派を東派帰参と表現することにした。

また、地名の表記は原則当時のものとした。

## 一 第2次東派帰参

慶長7（1602）年の本願寺東西分立後の東派への帰参を第1次東派帰参と呼ぶことにする。前述のようにその後慶長9（1604）年に福岡藩のすべての真宗寺院は西派となった（第1次西派帰参とする）のであるが、およそ80年後の元禄年間には30か寺の東派寺院が存在していた。つまり一旦西派に帰参した寺院が再び東派へ帰参している。これを第2次東派帰参とする。表1に示すように、元禄年間には30か寺の寺院が東派に所属している。この数字のもとになったのは元禄14年の『筑前早鑑』寺院記<sup>\*6</sup>であるが、誤記などもあるので、参考のため栗津記録「古キ御末寺帳 西海道ノ部」（大谷大学所蔵・以下「西海道ノ部」とする）の中から筑前国の寺院名をあげている。今では確認できない寺号もあるので、古い時期の寺号を書き留めていると思われるが、後筆で新たに帰参した寺院も記されている。

表1 筑前国真宗寺院数

地区	真宗西派	真宗東派		寺数	栗津記録「古キ御末寺帳西海道ノ部」筑前国東派寺院名
福岡	17	5	福岡	5	浄慶寺 善龍寺 円徳寺 蓮正寺 勝善寺
博多	6	2	博多	2	妙行寺 西教寺
那珂	19	2	那珂	2	法行寺 蓮正寺
席田	5	0	席田	0	
夜須	21	3	夜須	3	妙専寺 光明寺 願生寺
御笠	16	2	御笠	2	正行寺 西蓮寺
上座	12	0	上座	0	
下座	4	0	下座	0	
嘉麻	20	0	嘉麻	0	
穂波	12	0	穂波	0	
鞍手	31	2	鞍手	2	明専寺 専性寺
遠賀	37	0	遠賀	0	
宗像	15	0	宗像	0	
粕屋	20	2	粕屋	1	託乗寺
早良	35	7	早良	6	万福寺 称讚寺 顕乗寺 要心寺 正開寺 正行寺
怡土	13	2	怡土	4	普賢寺 円楽寺 万福寺 徳永寺
志摩	25	3	志摩	4	西方寺 妙楽寺 法照寺 光蓮寺
合計	319	30	合計	31	※全ての寺院の僧階は「飛檐平僧」である

（左の表は『筑前国統風土記』提要より）

第2次東派帰参はいつ頃から始まるのであろうか。「申物帳」(大谷大学蔵)によれば、寛永21(1644・正保元)年の正覚寺(宗像郡)を帰参の初めとして、その後延宝年間(1673-1680)までに13か寺が帰参している(表2)。

表2中の正覚寺、順正寺、品照寺は後に再び西派へ帰参する。宥因寺はほかの史料では見ることができない寺号なので、滅寺となったものと思われる。なお御牧郡とは遠賀郡の旧名である。

「申物帳」には全ての帰参寺院が記録されている訳ではなく、洩れているものも多いと思われる。そこで、これ以外の東派帰参寺院を、粟津家記録(大谷大学所蔵)や江戸期の地誌『石城志』\*7、『筑前国統風土記附録』\*8(以下『附録』とする)、『筑前国統風土記拾遺』\*9(以下『拾遺』とする)、明治初期の地誌『福岡県地理全誌』\*10(以下『全誌』とする)、および寺院文書などにより拾い上げてみる(表3)。

表2 第2次東派帰参寺院①(「申物帳」大谷大学所蔵より)

①	寛永21年	1644	宗像郡大穂町	正覚寺	帰参
②	正保2年	1645	御牧郡糠塚村	宥因寺	帰参
③	明暦3年	1657	博多冷泉津	順正寺	御開山様
④	寛文2年	1662	下座郡三奈木村	品照寺	帰参
⑤	寛文9年	1669	早良郡下山門村	要心寺	帰参
⑥	寛文9年	1669	御笠郡二日市町	正行寺	帰参
⑦	寛文13年	1673	鞍手郡下村	専性寺	帰参
⑧	寛文13年	1673	鞍手郡山口村	明泉寺	帰参
⑨	寛文13年	1673	那珂郡福岡	光明寺	帰参
⑩	寛文13年	1673	志摩郡谷村	西方寺	帰参
⑪	寛文13年	1673	怡土郡井原村	円楽寺	帰参
⑫	延宝5年	1677	志摩郡小金丸村	法照寺	帰参
⑬	延宝5年	1677	早良郡姪浜村	称讚寺	御開山様

表2、表3には現れていないが、第2次東派帰参の先鞭をきったのは、その後東派の触頭寺院となる妙行寺だと思われる。同寺は『拾遺』の記述によれば「慶長七年真宗東西の両派に分れしか当寺の住持松安たまたま在京して居たりしか東門跡の下に属す。此時末寺と予め期せさりし故、末寺は皆西派の直参となれりといふ」とあり、東西分立後一貫して東派であったように受け取れる。『附録』の記述もほぼ同様である。しかし、『石城志』には「慶長年中、東照神君、東本願寺興立せしめられし時、故有て東門跡の下に属す。この故に、已前の末寺は悉く西派にとどまり、当寺と順正寺ばかり東派となれり」としている。『拾遺』と同じような内容だが、「末寺は悉く西派にとどまり」という言葉遣いから、もとは西派だったが、妙行寺と順正寺だけが東派へ帰参した、ということを知ることができる。

妙行寺の東派帰参の時期については、かつて同寺末寺であった常満寺\*11(志摩郡吉田村)の

由緒に「博多津妙行寺転派者寛永十八辛巳年也」と記されている。また『木仏之留御影様之留』（以下『木仏之留』）<sup>\*12</sup>によれば、夜須郡秋月の西念寺正信は元和9（1623）年に西本願寺より木仏を許可されているが、その時は「夜須郡秋月村妙行寺下正信」と記されている。その後寛永19（1642）年に同寺は蓮如御影を許されているが、この時点では「夜須郡秋月村西念寺正信」とあり、西本願寺の直末となっている。おそらく妙行寺の東派帰参に西念寺が随わず西派に留まったので、褒美として下付されたものと考えられる。このことから妙行寺の東派帰参が寛永18（1641）年というのは妥当であると考えられる。

また『附録』によれば、蓮正寺（福岡）の蓮如御影の裏書は宣如によるもので寛永17年であるという。同寺が東派帰参した時に下付されたものだと考えられる。とすれば、妙行寺の東派帰参も蓮正寺と同じ寛永17年であった可能性も捨てがたい。

その後、表2、表3から明らかなように、寛文年間に東派帰参が集中している。まず、粟津家記録<sup>\*13</sup>を見てみよう。この中の「寛文十一亥年御用覚」（以下「御用覚」）、「寛文十二壬子年日記」（以下「日記」）に筑前の寺院に関する記述があり、寛文11年に博多の西教寺、同12年に博多の善龍寺、福岡の浄慶寺、光明寺、勝善寺、志摩郡の法照寺、妙楽寺、早良郡の顕乗寺、夜須郡の浄満寺、妙専寺、了残が帰参していることがわかる。

表3 第2次東派帰参寺院 ②（「申物帳」に記録された以外の寺院）

①	寛永17年	1640	福岡	蓮正寺 <sup>*14</sup>	帰参か	(附)
②	寛永18年	1641	福岡	妙行寺	帰参	(常)
③	寛永18年か	1641	福岡	順正寺	帰参	(石)
④	正保3年	1646	糟屋郡三苦村	託乗寺	帰参	(附)
⑤	寛文11年	1671	福岡	西教寺 <sup>*15</sup>	帰参	(粟)
⑥	寛文11年	1671	福岡	法行寺 <sup>*16</sup>	帰参	(粟)
⑦	寛文12年	1672	福岡	浄慶寺 <sup>*17</sup>	帰参	(粟)
⑧	寛文12年	1672	福岡	善龍寺 <sup>*18</sup>	帰参	(粟)
⑨	寛文12年	1672	福岡	勝善寺 <sup>*19</sup>	帰参	(粟)
⑩	寛文12年	1672	志摩郡小金丸村	法照寺	帰参	(粟)
⑪	寛文12年	1672	同郡同村	妙楽寺	帰参	(粟)
⑫	寛文12年	1672	早良郡鹿原村	顕乗寺 <sup>*20</sup>	帰参	(粟)
⑬	寛文12年	1672	夜須郡下高場村	浄満寺 <sup>*21</sup>	帰参	(粟)
⑭	寛文12年	1672	夜須郡長者町	妙専寺 <sup>*22</sup>	帰参	(粟)
⑮	天和3年	1683	怡土郡三坂村	普賢寺 <sup>*23</sup>	帰参	(附)
⑯	宝永7年	1710	志摩郡野北村	光蓮寺 <sup>*24</sup>	帰参	(志)
⑰	不明		福岡	円徳寺 <sup>*25</sup>	帰参	(附)

出典：(常)＝「糸島常満寺文書」、(粟)＝「粟津家記録」、(附)＝『附録』、(石)＝『石城志』、(志)＝『志摩町史』

(寛文11年2月4日) (「御用覚」)

筑前博多西教寺西方ニ而候、同所此方<sup>(妙)</sup>明行寺より状取、帰参望候由申参候

(同年2月6日) (「御用覚」)

筑前博多西教寺帰参御礼申上、御開山・太子七高祖御影様指上候、但御開山御礼半分

(同12年1月18日) (「日記」)

筑前博多<sup>(龍)</sup>善立寺・浄慶寺二ヶ寺帰寺、従妙行寺書状相添罷登帰参候、今日申上、何も西方ニ而国飛檐故本飛檐ニ被召上候、是御褒美也、申物大方取持、御開山・太子七高祖、御代、木仏□安置候也、右衛門佐殿御領分故奉行衆へ連判之書状遣、右二ヶ寺之外、同所光明寺・勝善寺・法照寺・妙楽寺・顕乗寺五ヶ寺も帰参候由

(同年2月3日) (「日記」)

筑前浄満寺・妙専寺・了残<sup>\*26</sup>、三ヶ寺帰参御免、為御褒美浄満寺ハ木仏寺号安置候、此度琢如様、御礼銀指上候付太子七高祖被下候、妙専寺ハ木仏寺号安置候故、琢如様御影被下候、了残ハ此度寺号御礼指□候故、木仏被成御免候

(同年4月20日) (「日記」)

筑前博多松平右衛門佐殿御領内自西方大勢帰参候

福岡の光明寺は「申物帳」に寛文13年に帰参、同様に志摩郡の法照寺は延宝5年に帰参と出ており、「日記」に寛文12年とあるのと相違している。これは手続き上の問題でこのようなずれが生じているものと思われる。

ともかく寛文年間には18か寺が東派に帰参していることがわかる。また「日記」に「筑前博多松平右衛門佐殿領内自西方大勢帰参候」とあることから、記録に洩れている寺院もあると思われるので、もっと多くの寺院が帰参していた可能性がある。元禄年間時点の30か寺を大幅に上回る数の寺院が東派に帰参していたであろう。

以上見てきたように、寛永18(1641)年に妙行寺が東派へ帰参したのを皮切りに、少しずつ増えて、寛文<sup>(龍)</sup>年間に激増しているのである。この牽引役はやはり妙行寺であろう。「日記」には「筑前博多<sup>(龍)</sup>善立寺・浄慶寺二ヶ寺帰寺、従妙行寺書状相添罷登帰参候」とあるように、妙行寺が帰参について東本願寺との橋渡しをしている。浄慶寺はその後触頭寺院となり、筑前の東派寺院を妙行寺とともに東へていく中心的な寺院である。このように妙行寺は有力寺院やもとの末寺などに声をかけ東派帰参を勧めながら、着々と筑前東派教団の足場を固めていったものと考えられる。

## 第2次東派帰参の背景

以上見てきたように、初代藩主黒田長政の命によって東派寺院が認められていなかった福岡藩領内に東派寺院が増加してきたのであるが、この背景について考えたい。

まず、その要因の一つは長政の死去であろう。彼は元和9(1623)年に没しており、その後2代藩主忠之の時代になると長政が実施した「領内の真宗は西派とする」という政策が緩んでいっ

たものと思われる。

前述したように久留米藩においても初代藩主と2代藩主の政策が違うということもあるので、忠之が長政の政策を変更する可能性は十分にあり得ることである。それでも妙行寺が東派に帰参する寛永18（1641）年頃までは「領内は西派」とする原則は守られてきていたようである。

また別の要因としては、全国的にこの時期は改派、帰参が増加している時期であったことがあげられる。大桑齊氏は、「申物帳」を分析して寛文年間に寺号免許件数が爆発的増加をしていると指摘している\*27。これは幕府の命による本末帳の作製も大きく影響しているという。改派によって直末となることを目指した寺院も多かったのである。

この直末寺院になろうとする動きがある中で、東西両本願寺も末寺の獲得に力をいれていることが窺える。糟屋郡の託乗寺の例を見てみよう。託乗寺は妙行寺の末寺であったが、次のような記録が伝えられている。

抑当山託乗寺の由来は、元本郡青柳村に在り、良泉寺と号して天台宗なりと云ふ。文禄の頃  
関白秀吉公朝鮮征伐として、肥前の国奈古屋（名護）に御在陣のみぎり、御本山教如上人陣中見舞として御下向の途中（中略）、同寺に一宿（中略）、次の琳珈に至りて正保第三年丙戌暮初十五日、宣如上人より託乗寺寺号及び御本尊御裏書を下し賜りて東本山の御末寺となし、寺を青柳町に移して庵繁昌す。

琳珈隠退して寛文の頃に至りて住持等密に転派の企て在り、琳珈大いに怒りて制すれども不聞にして遂に転派せり、爰に寺檀大に乱れて騒動に及ぶ、宣如上人より琳珈並びに願寿に再興の命下り、国主殿の京御家老久野重時に御内命在りて、御家老の御斗ひにて東西の二ヶ寺に分け給ふ。（中略）寛文四年二月二十八日、琳珈青柳町より託乗寺御本尊並に秘宝等を当所に引移し、轡納山託乗寺と改め真宗東派を相続す。（中略）今に東派の御末寺として相続すると南云ふ。

一、文禄二年二月十一日 教如上人肥前名護屋に御下向の為に京都より発足

一、正保三年十二月十五日宣如上人御本尊御裏御染筆

一、寛文四年二月廿八日本山家老石井隼人・粟津勝兵衛両氏より東派末寺を再興せよとの書簡

この記録は、大正時代の住職によるもの（古賀市立歴史資料館解説）とされるが、おそらくいくつか元になった古文書類や言い伝えがあったと思われる。

妙行寺末であった託乗寺は西派へ帰参することによって直末を目指したのであろう。ここで注目したいのは、「東派寺院を再興せよとの書簡」が東本願寺「家老石井隼人・粟津勝兵衛」から託乗寺へ出されていたということである。残念ながらこの文書は現存しないが、東西本願寺による末寺獲得のはげしい一面をかいま見ることができる。

託乗寺が西派に帰参したのは『筑前国諸記』\*28によれば寛文13（1673・延宝元）年である。

以上、諸史料によって確認できた東派帰参寺院について見てきたが、この第2次東派帰参は寛永18年頃から始まり、寛文年間には帰参がもっとも増加している。

なお、表3にあげた寺院以外にも東派に帰参した寺院があると思われるが、全体像を明らかにするまでには至っていない。

## 二 第2次西派帰参

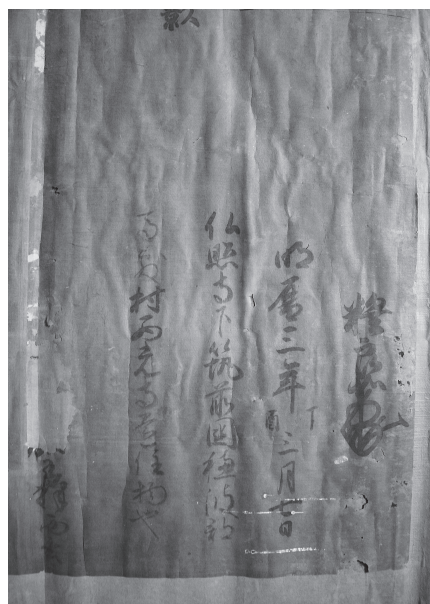
慶長9（1604）年の第1次西派帰参後一旦東派へ移った後、再び西派へ帰参（第2次西派帰参）した寺院を把握することによって、第2次東派帰参寺院の存在を明らかにしたい。

まずは、『木仏之留』によって、帰参した寺院を拾い上げてみる（表4）。

西光寺は（穂波郡馬敷村）『拾遺』に元禄14（1701）年に火事に遇ったことが記されており、文書等が焼失しているのも、東派であったことは伝わっていないようだ。西派帰参した時に顕如御影を「申直シ」しているが、これは裏書きを東派のものから西派のものへ書き換えたということである。この御影は現存している（写真）。



顕如御影（西光寺）



「明暦三年」の裏書

また、同寺は黒田如水（長政の父）との関わりが深いという由緒を伝えている寺院<sup>\*29</sup>なので、この顕如御影はおそらく第1次西派帰参の時に褒美として下付されたものであると考えられる。

雲乗寺（宗像郡朝町）と泉林寺<sup>\*30</sup>（糟屋郡筵内村）はともに寛文2年に木仏寺号を許されており、木仏は「申替」となっている。泉林寺は「先年ハ寺号明証寺ニテ有之候へ共今度泉林寺ト改則御免被成候也」（『木仏之留』）とあり、東派帰参以前に西派であった時は「明証寺」であっ



たが、今回再び西派に帰参したのを機に「泉林寺」と寺号を改めたことが窺える。雲乗寺も木仏寺号を許された当時の住職養徳（養頓ともあり）は5代目であり（「宗像明細帳」）<sup>\*31</sup>、西派→東派→西派と帰参を繰り返していたものと考えられる。

表4 『木仏之留御影様之留』（慶安4年～寛文2年）

慶安4年	1651	怡土郡長野村	金照寺	蓮如御影	帰参ニ付拝領
明暦3年	1657	穂波郡馬敷村	西光寺	顕如御影	帰参ニ付申直シ
寛文2年	1662	宗像郡浅町	雲乗寺	木仏尊像	帰参ニ付申替
寛文2年	1662	糟屋郡筵内村	泉林寺	木仏尊像	帰参ニ付申替

※「糟屋郡浅町」雲乗寺を「宗像郡浅町」に誤記を訂正している。

### 怡土郡寺院の第2次西派帰参

慶安4（1651）年に西派帰参した怡土郡長野村<sup>\*32</sup>の金照寺は、『糸島郡誌』<sup>\*33</sup>に「慶長十四年本願寺派に属し、寺号を許さる、されば円正を中興とす、その後東派に転じたることありしが、慶安三年本派に復帰す」と記述されている。怡土郡は筑前ではあるが、当時その一部は唐津領<sup>\*34</sup>であった。同寺も唐津藩領であった。この地域は教如が肥前名護屋城の豊臣秀吉を陣中見舞いのために通行した道筋にあたるので、東西分立直後は東派に帰参したと考えられる。その後西派へ帰参し、そして再び東派へ移り、最後に慶安4年にまた西派へ戻ってきたのである。同郡吉井村の長楽寺も同書に「慶安二年二月一二日転派の際賜りしという本願寺蓮如自画<sup>\*35</sup>の像あり」とある。同寺も慶安2（1649）年に東派から西派に帰参している。『全誌』には「元和二年丙辰。円教ト云僧開基スト云」とあるが、金照寺のように西派で寺号を許されたのが元和2年であるとも考えられるので、金照寺と同じような経緯をたどったと思われる。他に怡土郡の寺院を調べてみると玉栄寺（長野村）、円光寺（本村）、明勝寺（富村）の3か寺はともに「中頃。東派ニ属シ。後西ニ復ス」（『全誌』）と記されている。また、各寺の開基についてしてみると玉栄寺は大永3（1523）年、円光寺は天正10（1582）年、明勝寺は慶長4（1598）年（ともに『全誌』）と、3か寺とも東西分立前である。分立直後は金照寺と同様の理由で東派に属していたと考えられるので、この3か寺も東派→西派→東派→西派と帰参を繰り返していたことを窺うことができる（表6）。

### 妙行寺末寺の第2次西派帰参

『全誌』によると東派の妙行寺は、託乗寺（糟屋郡三苦村）と蓮正寺（那珂郡屋形原村）を末寺としていた。この2か寺は妙行寺の東派帰参に随い、明治に至るまでその末寺でいたものと思われる。また『石城志』の妙行寺の項に「故有て東門跡の下に属す。この故に、已前の末寺は悉く西派にとどまり、当寺と順正寺ばかり東派となれり」とあるように、同寺の東派帰参に随わずに西派に留まった寺院や、東派帰参後しばらくして西派へ帰参した寺院もある。

前出の夜須郡秋月の西念寺は妙行寺の東派帰参に随わずに西派に留まった寺院である。同寺は

寛永19（1642）年2月17日にはすでに西本願寺から太子七高祖の御影を受けているので、妙行寺の東派帰参の動きにとまどうことなく、西派に留まったものと思われる。太子七高祖の御影は西派に留まった褒美だと思われる。

同様に法伝寺（福岡）も『拾遺』に「始ハ博多妙行寺の末寺なり。然るに妙行寺東派に属せし時、当寺は猶西派に留りしゆえ直参に召上のよし本山家宰下間氏の書札に見ゆ」とあり、妙行寺には随わなかったことがわかる。そして寛永19年2月15日に蓮如の御影を受けている（『木仏之留』）。

ここで注目したいのは『木仏之留』の寛永19年2月には、ほかに2か寺が西本願寺から蓮如御影を受けていることである。一つは17日の夜須郡三府村専光寺釈了三であり、もう一つは翌18日の福岡明蓮寺である。この2か寺には妙行寺末であったということは伝わっていないようだが、おそらく2か寺とも妙行寺の末寺であり、妙行寺の行動には随わず、西念寺らとともに示し合わせたくて西派へ留まったものだと考えられる（表5）。

表5 『木仏之留御影様之留』（寛永19年・1642）

2月15日	福岡新町	法伝寺	蓮如御影
2月17日	夜須郡秋月村	西念寺	蓮如御影
2月17日	夜須郡三府村	専光寺	蓮如御影
2月18日	福岡本町	明蓮寺	蓮如御影

表6 第2次西派帰参の寺院

①	正保2年	1645	糟屋郡久原村	安楽寺	妙行寺末寺	安楽寺文書
②	慶安2年	1649	怡土郡吉井村	長楽寺	東派帰参年不明	『糸島郡誌』
③	寛文3年	1663	怡土郡吉井村	妙休寺	東派帰参年不明	「怡土組明細帳」
④	寛文6年	1666	下座郡三奈木村	品照寺	寛文2年東派帰参	品照寺文書
⑤	寛文11年	1671	志摩郡吉田村	常満寺	妙行寺末寺	常満寺文書
⑥	寛文10年	1670	博多	順正寺	寛永18年東派帰参か	「福岡組明細帳」
⑦	寛文13年	1673	糟屋郡青柳村	託乗寺	妙行寺末寺	『筑前諸記』
⑧	延宝8年	1680	怡土郡郷田村	明勝寺	東派帰参年不明	「怡土組明細帳」
⑨	延宝9年	1681	怡土郡長野村	玉栄寺	東派帰参年不明	「怡土組明細帳」
⑩	享保5年	1720	御笠郡萩原村	西蓮寺	東派帰参年不明	「諸国江遺書状留」
⑪	享保12年	1727	早良郡龜原村	顕乗寺	寛文12年東派帰参	『拾遺』
⑫	明和6年	1769	夜須郡長者町	妙専寺	寛文12年東派帰参	「夜須組明細帳」

すこし遅れて正保2（1645）年には安楽寺（糟屋郡久原村）が妙行寺末を離れている。その時に西本願寺坊官から安楽寺に宛てた書状には、「其地妙行寺先年逆心」「安楽寺同心無之」と記されており、褒美として太子七高僧の御影を拝領している（『資料にみる紫雲山安楽寺の歩み』安楽寺編）。

その後は寛文年間に西派帰参が数か寺みられる。順正寺（福岡）は、「開基の僧浄喜（初名教善）ハ妙行寺第三世の住持なりしか、同寺の隣地（川口町の境内）に一宇を起立し妙行寺をは弟の了

与に譲りて此寺に転住す」(『拾遺』)とあり、妙行寺とは深い関係にある寺院であるが、寛文10(1670)年頃西派へ帰参している<sup>\*36</sup>。ほかに常満寺(志摩郡吉田村)が寛文11(1671)年、託乗寺(糟屋郡青柳村)が寛文13(1673)に帰参している。

### 三 末寺獲得の動き～品照寺の場合～

前節でみたように東派へ帰参した寺院の中から再び西派に帰参する動きがあった。これは各寺の都合という場合もあろうが、西派教団としての働きかけもあったものと思われる。表4～6に示すように西派に帰参した寺院は20か寺であり、そのうち慶安から寛文年間ものは10か寺と半分を占める。東派が帰参寺院の獲得に本山を始め熱心だった点は、西派も同じであった。下座郡の品照寺は寛文2(1672)年に東派に帰参し、同6(1676)年に再び西派に帰参するという大変珍しい例であるがこれには深い事情があった。この経緯について詳しく述べてみる。

覚<sup>\*37</sup>

一明暦貳年申ノ年、拙僧愚僧廻在仕候而、唐津御領内ニ参候而、方々仕候処ニ、東方御末寺の寺々西方ニ望御座候ニ付、拙僧存候ハ、壹ヶ寺成共西方御末寺ニ可仕と存候而、檀那共ニ勤化仕り候へハ、皆々帰参ニ相極申候寺々

一治土郡堀村	妙休寺
一同郡長野村	玉栄寺
一同郡郷田村	明勝寺
一同郡本村	円光寺
一同郡東村	西明寺
一志摩郡井田原村	了悦

右之六ヶ寺皈参ニ相究□年西ノ年、拙僧罷登り、其段下間刑部卿迄申入候処、各へ褒美之添状請取罷下り候御事

一万治三年丑ノ年三月ニ右之六ヶ寺召連罷上り申候、則本寺へ刑部卿ヲ以申入候処ニ、日限指図ヲ以可申付候間、相待申候様ニと被申出候、四月六日ニ礼請被申、末寺ニ究り申候事

品照寺は「壹ヶ寺成共西方御末寺ニ可仕」と明暦2(1656)年に唐津藩領の6か寺に声をかけた。6か寺とも門徒ともども西派へ帰参するというので、万治3(1660)年に同道して上京し、取次である形部卿を通して申し入れをして帰参が決まった。

その後帰参の御褒美<sup>\*38</sup>も決まり、妙休寺は太子・七高祖御影、玉栄寺、明勝寺、円光寺、西明寺は蓮如御影を、了悦は善敬寺という寺号をもらうことになった。ところが、いつまで待っても褒美が渡されない<sup>\*39</sup>。6か寺を帰国させ、品照寺は一人で4ヶ月京都に滞在して待ったが、埒があかない。

国元では品照寺が6か寺をだまして御礼金<sup>\*40</sup>を着服したのではないかという噂がでて、また渡辺休庵による讒言もあり、ついには罪人扱いとなり「寺追放」という処分まで下った。品照寺は東派の知人から誘いをうけて帰参した、という経緯である。

一方、6か寺のうち、妙休寺への太子七高僧御影は寛文3（1663）年9月に下付されているが、明勝寺の蓮如御影は延宝8（1680）年8月に、玉栄寺の蓮如御影は延宝9（1681）年6月に下付されている<sup>\*41</sup>。時間はかかっているが6か寺とも褒美の法物が下付され帰参できているようである。褒美下付の時期の差がなぜ生じているのか不明である。まもなく品照寺への疑いもはれて、寛文6年に再び西派に戻ってきている<sup>\*42</sup>。

千葉乗隆氏によると「帰参・改派問題がピークに達するのは慶安年間」<sup>\*43</sup>という。寛文年間も相当な数にのぼっていたようで、法物下付が追いつかない状況であったようだ。品照寺の事例は特殊なものであるが、これによって一末寺までが新たな末寺獲得のために動いていたということを知ることができる。

## 最後に

本論では寛永18（1641）年に妙行寺が東派に帰参してから寛文年間までを中心に筑前真宗寺院の動向を明らかにしてきた。概要を述べると、慶長9（1604）年に黒田長政の命により全ての寺院が西派となっていたが、その後寛永18年頃から東派へ帰参する寺院が出始め、慶安、寛文年間に激増する。一方その中から再び西派に復帰する動きもでてきて、これも寛文年間に増加している。筑前の真宗東西両教団は末寺獲得を互いに競い合うような動きをみせながら、非常に複雑な変遷を経てある程度落ち着きをみせていくようである。

拙論「筑前における真宗教団の展開—東西分立前後の動きを中心に—」とあわせれば、慶長7年の東西分立以来の筑前真宗教団の動きが概観できるが、まだまだ栗津記録（大谷大学所蔵）のような各本山の記録や各寺院ごとの細かな調査の必要性を痛感している。

その点については筑紫女学園大学において「北部九州真宗文化財調査研究」が取り組まれていることは、大変ありがたいことである。本論でもその研究成果を活用させていただいたことを紹介し、謝辞としたい。

## 脚注

- \* 1 『福岡県史』（久留米藩初期・上）西日本文化協会編 平成2年
- \* 2 兵庫大学附属総合科学研究所研究年報・2005年
- \* 3 「万行寺由緒」天保14年（留役所記録「筑前国書記」本願寺史料研究所所蔵）
- \* 4 同前史料
- \* 5 『筑前国統風土記』提要 名著出版 昭和48年

- \* 6 『筑前早鑑』寺院記 (福岡県立図書館蔵複写本)
- \* 7 『石城志』檜垣元吉監修 九州公論社 昭和52年
- \* 8 『筑前国続風土記附録』川添昭二校訂 文献出版 昭和52年
- \* 9 『筑前国続風土記拾遺』福岡古文書を読む会校訂 文献出版 平成5年
- \* 10 『福岡県史 福岡県地理全誌』西日本文化協会編刊 平成7年
- \* 11 「常満寺由緒」(福岡県糸島市志摩吉田)

そもそも当山開基釋淨傳ハ俗名片岡小兵衛、生国五機内大和国之郷土なり、世いまた静謐ならず、牢々の身となり、漂泊して寛永の末の頃、吉田村の郷に来入し、字萩の浦重松正右衛門所に当時居住し、厥后地名小才山と申所に、古き庵のありしをとり繕ひ、弥陀の尊像を安置す、今に至りて村方御検地帳にも庵の谷と申傳へ候、しかるに年積り世も治り、弥發願の心を發し、何卒梵宇を開発せん事を存立、都に上り大谷本願寺奉拜、良如上人蒙御教化、剃髮して釋門の徒となり、改名して法名淨傳と賜る、下国して同村の内地名連波と申所に不取敢草庵を建立し、博多津妙行寺の門下に属す、しかるに彼寺東派に移転す、因て恨むらくハ西派ならん事を欲して、寛文十一辛亥年、門徒濱地徳三郎を召連、ふたたび上京して詣御本廟、奉拜謁寂如上人、本尊並寺号常満寺と賜る、倩宿因の□(深か)厚なることを尊ミ奉り、帰国して一道場を営ミ、念仏勤行転退あることなし、依之ふるき書捨を考へ斯に記稼す

片岡小兵衛改名

一開基

淨傳

博多津妙行寺転派は寛永十八辛巳年也、寛文十一辛亥上京御引上相願、本尊木佛寺号免許常満寺と賜る

延寶二年十一月十三日淨傳卒去、歳齡八十一歳、

第六世 興州 記之

- \* 12 本願寺史料集成・千葉乗隆編 同朋舎 1980年
- \* 13 粟津家は東本願寺の坊官で、木仏や御影などの取次をしていた。大谷大学所蔵。
- \* 14 蓮正寺は寛永17年に東派に帰参していると思われるが、その後『木仏之留』に寛文4年「仏照寺門徒信光寺下筑前国早良郡福岡新町蓮正寺顕寿」が良如御影を下付されている記述がある。東派から西派へもどった時期があったのか、託乗寺の例のように同じ寺号の西派寺院が誕生していたのか不明である。
- \* 15 「寛永十九年始て良如上人より寺号を許さる。旧来西派なりしを寛文十一年東派となる。其時本山の家宰より出せる書札あり」(『拾遺』)
- \* 16 『拾遺』の西教寺の項に「此時末寺那珂郡馬出村德行寺の号を許されし書もあり。今ハ廢せり」という記述がある。德行寺とあるが、粟津家記録「西海道ノ部」には馬出村の寺院を「法行寺」としている。
- \* 17 「寛文七年本山より木仏寺号を許与せらる。始ハ西派なりしか、同十二年東派に改むと云」(『附録』)
- \* 18 「寛文年中故有て東本願寺に改派せり。其後本堂再建せし時光之公より白銀十枚賜はりしと云」

(『附録』)

- \*19 『附録』には「地行二番町と三番町との間の浜にあり。今ハ蓮正寺の預りとなれり」としている。粟津家記録により寛文12(1672)年に東派へ帰参していることがわかる。また、『筑前国諸記>(\*28)の寛文一二年の記事に「福岡箕子町勝善寺与申者、已然滅寺仕候、只今ニ而ハ寺跡も無御座候」とある。東派に帰参したということは書かれていないので別の寺院であるかもしれない。元禄14年の『筑前早鑑』寺院記でも滅寺となっている。
- \*20 「昔ハ東派なりしか享保十二年に性舎と云僧西派となり」(『拾遺』)
- \*21 「夜須組明細帳」(\*31)には「元天台宗五代目僧浄安、改宗して東本願寺へ帰依し末寺」となり、「九代目の祐恵の時西本願寺に改派仕候也」とある。
- \*22 「万治三年二月九日東本願寺に属し、琢如上人より本尊寺号を妙専寺と賜る。由ありて東本願寺を離れ、明和六年三月西本願寺に帰し、同七年六月二十七日法如上人より祖師聖人真影及び上宮大師・三朝高僧並に寂如上人真影を拝受し奉る」(「夜須組明細帳」)、木仏寺号を琢如から下付されたとしているが、帰参前に西派から下付されたものであろう。
- \*23 「昔ハ西派にて寛文八戊申閏六月寺号木仏を免許せり。天和三癸亥年五月より東派に属せり」(『附録』)
- \*24 『志摩町史』(糸島郡志摩町編、昭和47年)には「文禄元年創建。元天台宗、のち転宗。良如宗主のとき木仏寺号許可。宝永七年大谷派に転派」とある。「諸国江遣書状之留」(本願寺史料研究所蔵)には帰参の様子が詳しく記されている。寺(住職)のみの東派への帰参で門徒は西派に残っている。
- \*25 「正保年中創立せしといふ。元は西派なりしか、故ありて東派に改派せり」(『附録』)
- \*26 夜須郡下潤村専光寺の歴代住職の中に「了三」という僧がいる(「夜須組明細帳」九州大学図書館・檜垣文庫)。「了残」はこの僧かもしれない。また、『木仏之留』の寛永19年に専光寺了三が西派に帰参していると思われる記述があるが、その後「了残」は何らかの理由で専光寺を離れて自分だけ東派へ戻る動きを取ったのかもしれない。
- \*27 『寺檀の思想』教育社歴史新書・1979年
- \*28 『筑前国諸記』本願寺史料集成 星野元貞編 同朋舎 1993年
- \*29 『拾遺』に「当寺に龍光公の尊牌を納む。其故は公福岡の御城を築き給はんとて、料材を求めて慶長六年諸山を巡見し給ひ、御笠郡袖須原村より山を越て当村に入給ひ当寺に御寄宿有」とある。「龍光公」とは如水のことである。
- \*30 雲乗寺、泉林寺ともに寛文2年に本山より木仏寺号を許されている(『附録』)。
- \*31 九州大学図書館・檜垣文庫。(「〇〇組明細帳」は同文庫蔵)。
- \*32 『木仏之留御影様之留』では長野村とあるが、『全誌』では飯原村となっている。いつの頃か寺地を移転したのか、それとも誤記か、不明である。
- \*33 『糸島郡誌』糸島郡教育会 昭和47年
- \*34 慶長4年唐津藩領、慶安元年幕府領、同2年再び唐津藩領、延宝6年再び幕府領、享保2年か

らは中津藩領。(『角川日本地名大辞典』福岡県・昭和63年)

- \*35 「怡土組明細帳」には「蓮如上人 慶安二年七月十五日 願主 教心」とでている。
- \*36 「福岡組明細帳」には、寛文10年に御絵伝や各御影を許可されていることから、西派への帰参は寛文10(1670)年であると思われる。
- \*37 「寛文三年 出入覚書之控」品照寺(福岡県朝倉市三奈木)所蔵
- \*38 37に同じ

右六ヶ寺之寺々ニ被下候へと申上候褒美之事

一太子七祖□ 妙休寺へ被下候、此絵代百三拾目、表紙代七拾目、箱共ニ入申候、同四拾三  
匁請取申候事

一蓮如上人一幅 円光寺へ被下候、絵表紙代銀四拾五匁五分入申候ヲ、四拾三匁請取候事

一蓮如上人壹幅 西明寺へ被下候、絵表紙代銀右之様ニ入申候ヲ、四拾三匁請取申候事

一蓮如上人壹幅 玉栄寺ニ被下候へども、絵表紙代銀相渡シ不申候へども、他借仕り絵表相調

一蓮如上人壹幅 明勝寺へ被下候、是も絵表紙代銀上ケ不申候故、他借仕候而絵表紙相調申候事

一志摩郡 了悦ニ木仏寺号ノ内一方御免可有之由被仰出候条、銀子三百九拾六匁、木仏之 礼  
銀分指上ケ申候、寺号ハ善敬寺と御免可有之由被仰出候、其証文請取則善敬寺ニ相渡 シ名  
乗申候、乍去今年迄御判出不申候故、右三百九拾六匁之銀子取かけ、蓮如上人壹幅 申請、  
善敬寺ニ相渡シ、残銀七拾五匁五分、今度持参仕、善敬寺門徒共ニ本尊銀子相渡シ申候事

- \*39 千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』(同朋舎・昭和53年)には「浄心寺は門徒とともに寛文2年東派から帰参したが、このときは袴着用の許状だけを褒美として貰っている。というのは、ここ四五年来、帰参した者への法物下付が滞っているとのことであつた。四年後の寛文六年に至つて、浄心寺という寺号を許された」とあり、寛文年間には西派へ帰参する寺院がかなりの数にのぼっていたことがわかる。
- \*40 本願寺において大谷本願寺から帰参した寺に対しては、免物の御礼金を軽減または免除している(本願寺史料研究所編『本願寺史』第2巻・昭和29年)

\*41 「怡土組明細帳」

\*42 品照寺所蔵

端書無之

一筆令申候、然者其地下座郡三奈木村品照寺儀、対御本寺江逆意□ニ候故、去秋追放被仰付候、  
就其此度還住被成御免候様ニと、其許坊主衆より御詫言被申上候、尤間も無之候へ共、坊主  
衆一同ニ御訴訟之事候間、御赦免被成候、各難有可被存候、為其如此候、不宣

上田織部 正□ 花押

「上下組明細帳」には「御絵伝 寂如 寛文六年三月十七日 禪海」とあり、寛文6年までには帰参していると思われる。

\*43 39に同じ

(さぎやま ともひで：人間文化研究所 客員研究員)